

令和3年7月16日

神奈川県行政書士会
会長 田後 隆二 様

神奈川県知事 黒岩 祐治
(公 印 省 略)

神奈川版緊急事態宣言の発出に係る協力をお願いについて

日ごろより、県政の推進に御協力いただき、感謝申し上げます。

令和3年7月16日に県対策本部会議を開催し、神奈川版緊急事態宣言を発出しました。その中で、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき、7月22日以降、まん延防止等重点措置区域を清川村を除く県内全市町とし、「特措法に基づくまん延防止等重点措置に係る神奈川県実施方針」を改定しました。

措置区域内の飲食店等に対しては、法第31条の6第1項に基づき、5時から20時までの営業時間短縮、酒類は一律提供停止（マスク飲食実施店を含む）を要請します。

その他区域の飲食店等に対しては、8月22日までの間、法第24条9項に基づき、5時から21時までの営業時間短縮、酒類を提供する場合は11時から20時までとするようお願いいたします。

その他、別紙のとおりお願いさせていただきます。

別添

- 1 知事メッセージ
- 2 神奈川県実施方針
- 3 (別紙)事業者の皆様へ
- 4 飲食店等の事業者の皆様へ

問合せ先

政策局政策法務課

訟務グループ 加藤

045-210-1111 (内線 2420)